

入管法等改正法及び改正住基法の施行に伴う

日本に在留する外国人の本人確認を行う際の留意事項について

平成 24 年 7 月 9 日に施行された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（入管法等改正法）により、新しい在留管理制度及び外国人住民に係る住民基本台帳制度が開始されることになりました。これに伴い、外国人登録証明書が廃止となり新たに日本で在留資格をもって中長期間在留する外国人又は特別永住者は「在留カード」又は「特別永住者証明書」の交付を受けることとなります。これらの書類は犯罪収益移転防止法に係る本人確認書類として用いることができますので、ご留意下さい。

2012年
7月9日から
新しい
在留管理制度が
スタート!

「在留カード」及び
「特別永住者証明書」の見方

外国人登録証明書に代わって「在留カード」又は「特別永住者証明書」が交付されます。

「在留カード」の主な記載内容

住居地
変更があった場合には裏面に記載されます。

在留資格
在留資格のない方にはカードは交付されません。

在留期間(満了日)
在留期間(満了日) 4年3月(2018年10月20日)
許可の届出 在留期間更新許可(東京入国管理局長) <MOJ>
許可年月日 2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日
このカードは、2018年10月20日まで有効です。

有効期間
在留カードには有効期間があります。ご確認ください。

在留カード番号
この番号を使ってカードの有効性を調べることができます(詳細は裏面へ)

顔写真
在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日までとなっているカードには写真は表示されません。

特別永住者証明書番号
この番号を使ってカードの有効性を調べることができます(詳細は裏面へ)

就労制限の有無
就労不可

見本 - SAMPLE

在留カードは、正規に我が国に中長期間在留する外国人の方に交付されます。具体的には、次の①～⑥にあてはまらない人です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④「特定活動」の在留資格が決定された、亜東関係協会の本邦の事務所(駐日台北経済文化代表事務所等)若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方
- ⑤特別永住者
- ⑥在留資格を有しない人

有効期間

特別永住者証明書には有効期間があります。ご確認ください。

「特別永住者証明書」

見本 - SAMPLE

特別永住者の方には、特別永住者証明書が交付されます。

在留カード・特別永住者証明書が偽変造されていないか確認できます

Web ページを通じて在留カード等の失効番号情報が確認できます

新制度のスタートに合わせて、入国管理局のホームページからリンクを経由して失効情報提供画面を参照することができます。この画面では、在留カード等の番号及び交付年月日を入力すると、入力されたカード番号の有効性を確認することができます。

在留カード等の IC チップの情報を読み出すことができます

入国管理局のホームページにおいて、在留カード等の IC チップに記録されている情報の読み出しに係る仕様を公開しています。詳細については、右記を参照してください。http://www.immi-moj.go.jp/info/120424_01.html

在留カードの有効期間が券面表示と異なる場合があります

(在留カード表面)

住民地記載欄		
届出年月日	住所	記載事項
2014年12月7日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区民
<small>許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の仕事を除く</small>		
		在留資格更新許可申請中

一般的には券面に表示された有効期間が在留カードの有効期間となりますが、表面の在留期間の満了日までに、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請をした場合には、その旨が在留カードの裏面に記載され、当該申請に対する処分がなされない限り、表面の在留期間の満了日から2か月を経過する日まで有効となります。

しばらくの間は「外国人登録証明書」が在留カード・特別永住者証明書とみなされます

在留カードとみなされる期間

永住者

16歳以上の方	2015年(平成27年)7月8日まで
16歳未満の方	2015年(平成27年)7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

特定活動※

16歳以上の方	在留期間の満了日又は2015年(平成27年)7月8日のいずれか早い日まで
16歳未満の方	在留期間の満了日、2015年(平成27年)7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

それ以外の在留資格

16歳以上の方	在留期間の満了日
16歳未満の方	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

特別永住者証明書とみなされる期間

16歳未満の方

16歳未満の方	16歳の誕生日まで
---------	-----------

16歳以上の方

次回確認(切替)申請期間が2012年7月9日から3年以内に到来する方	2015年(平成27年)7月8日まで
上記以外の方	次回確認(切替)申請期間の始期とされた誕生日まで

※外国人登録証明書上の「次回確認申請期間」の記載にかかわらず、上記のみなされる期間が、在留カード又は特別永住者証明書としての有効期間となります。

詳しくはこちら! 法務省入国管理局

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

【お問い合わせはこちらへ】 外国人在留総合インフォメーションセンター(平日8:30~17:15)

TEL 0570-013904 (IP電話・PHSからは 03-5796-7112)

不動産の表示に関する公正競争規約・同施行規則の一部変更について

土地や中古住宅の二重価格表示が可能に



不動産の表示に関する公正競争規約・同施行規則が一部変更され、平成24年5月31日より施行されました。そこで今回の改正による主な変更点を紹介します。

変更1 二重価格表示

過去の販売価格を比較対照とする二重価格表示については、これまで「建築後2年以内の未入居の建物」しか認められていなかったが、今回の変更により土地や中古住宅についても、要件を満たしていれば二重価格表示ができるようになりました。

なお、「過去の販売価格」を比較対象とする二重価格表示について規定しているので、賃貸物件の賃料に比較表示はできません。

要件 _____

- ① 過去の販売価格の公表時期及び値下げの時期を明示すること。
- ② 比較対照に用いる過去の販売価格は、値下

げの3ヶ月以上前に公表された価格であって、かつ、値下げ前3ヶ月以上にわたり実際に販売のために公表していた価格であること。

- ③ 値下げの時期から6ヶ月以内に表示するものであること。

ただし、6ヶ月以内であっても災害その他の事情により物件の価値に同一性が認められなくなった場合には、同一性が認められる時点までに限る。

- ④ 土地（現状有姿分譲地を除く）または建物（共有制リゾートクラブ会員権を除く）について行う表示であること。

変更2 写真・CG・完成予想図などの表示について

実際のものよりも優良であると誤認されるおそれのある表示に加えて、事実と相違する表示も規制対象となりました。



違反例 _____

- ① 新築住宅の完成予想図で異なる建物の外観パースを掲載
- ② 実際はリフォーム済みであるが、リフォーム前の写真を掲載
- ③ 形状・構造は同じだが、反転タイプの浴室写真を掲載
- ④ 建物の完成予想図の周りに実際にはない公園等を掲載

変更3 物件の環境条件に影響を及ぼすおそれのある建築計画等の表示について

パンフレット等には、日照その他物件の環境条件に影響を及ぼすおそれのある建物の建築計画または宅地の造成計画を自社が行うものについては、その旨及びその規模を記載しなければならないこ

ととなっていました。自社が行うものに加えて他社が行うものであっても知り得たものがある場合は、この記載が必要となりました。

変更4 住宅の居室等の広さの畳数表示について

原則、畳1枚当たりの広さは1.62㎡以上の広さがあるという意味で用いることとし、例外として中古住宅に限りこれを下回る場合であっても、畳1枚当たりの広さを明示することで表示することができたが、今回の改正で中古住宅でも畳1枚あたりの広さが1.62㎡以上ないと1畳として表示することができなくなりました。

〈参考〉DK及びLDKの表示に係る指導基準

最低必要な広さ（畳数）の目安（下限）		
居室（寝室）数	DK	LDK
1 部 屋	4.5 畳	8 畳
2 部屋以上	6 畳以上	10 畳以上

変更5 賃貸住宅の必要事項の追加

賃貸マンション・アパートの必要な表示事項に、家賃保証会社等との契約を条件としているときは、その旨及びその額の表示が必要となりました。

また、賃料以外の費用（鍵交換費用、ルームク

リーニング費用等）で当初の契約時からその期間満了までに必要とする費目及びその額も記載事項に追加されました。

なお、今回の変更点の詳細については、不動産公正取引協議会連合会のホームページ（<http://www.rftc.jp>）をご覧ください。

